

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金交付規程

（趣旨）

第1条 この告示は、浦添市介護予防・日常生活支援総合事業実施規程（平成28年告示第11号。以下「実施規程」という。）第5条第1項第1号アに規定する訪問型サービスのうち、訪問型サービス・活動D事業（移動支援）（以下「移動支援活動」という。）を実施する団体に対して、その活動を支援するため予算の範囲内で補助金を交付することについて、浦添市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）の例による。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、移動支援活動を実施し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 浦添市内にある介護予防に資する住民主体の通いの場への送迎活動が可能であること。
- (2) 介護予防ケアマネジメントに基づいた事業利用対象者が3名以上いること。
- (3) 移動支援活動の提供に必要な設備又は備品を有して行われるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を含む事業は、補助対象事業から除く。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関する事業
- (2) 営利事業又はこれに類する事業
- (3) 国、県及び市から同一の目的で補助金交付を受けている事業

（補助対象団体）

第4条 補助対象団体は、移動支援活動を行う団体（以下「実施団体」という。）で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 代表者、地域包括支援センター等関係機関との連絡調整を行うコーディネーター及び運転手を含む3名以上で構成される団体であること。
- (2) 浦添市内に活動の拠点を有し、かつ、市内において活動を行っている団体であること。
- (3) 従事者が、本市の指定する研修又はそれに準じた内容の研修を修了していること。

- (4) 法人の場合は、市税等の滞納がないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動、営利事業又はこれに類似する事業に該当する活動を目的としないこと。
- (6) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

2 前項の規定にかかわらず、浦添市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体又はそれらの暴力団若しくは暴力団員と密接な関係のある団体については、補助対象団体としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費であつて、別表第1に掲げるものとする。ただし、第8条の審査において必要と認められた経費については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助対象としない。

- (1) 施設整備の費用
- (2) 飲食等に係る食糧費
- (3) 自動車や不動産等の取得
- (4) 他の補助制度により、既に補助を受けている経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする実施団体は、浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算（決算）書（別紙2）
- (3) 従事者名簿及び利用予定者名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審査及び交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、その旨を速やかに浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った実施団体に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた実施団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象事業を変更、休止又は廃止しようとするときは、浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助事業変更等承認申請書（様式第3号）に変更に係る書類を添えて、市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更申請に係る承認を決定したときは、浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により、当該交付決定団体にその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 法令、この告示、実施規程又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金に関する申請、報告又は事業の実施等について不正な行為があったとき。
- (4) 移動支援活動を中止し、又は廃止したとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定団体に対して、浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金取消決定及び返還命令書（様式第5号）により期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助事業の実施）

第11条 交付決定団体は、補助事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、この告示、実施規程又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反しないこと。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しないこと。
- (3) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- (4) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

(5) 利用者に対する補助事業の実施により事故が発生した場合に、次のアからウまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

ア 当該利用者又は当該利用者の家族に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うこと。

イ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ウ 事故による賠償に備え、適切に保険に加入するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切に行うこと。

(6) 実施規程第4条第1項第3号に該当する者に移動支援活動の提供を行うときには、次のアからイまでに掲げる基準を満たすこと。

ア 移動支援活動の提供を適切に行うため、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等の関係機関及び浦添市地域ケア会議と密接に連携し、当該利用者の心身の状況等の把握に努めること。

イ 移動支援活動の提供時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

(7) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、当該補助事業の提供を希望する者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう連絡調整を図ること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(実績報告)

第12条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算（決算）書（様式第1号別紙2）

(2) 従事者名簿及び利用者名簿

(3) 経費の支出を確認できる領収書等

(4) 補助対象事業に係る現場写真、広報物等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付決定団体は、前条の補助金交付額確定通知書を受けたときは、浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（補助金の概算交付）

第15条 事業の円滑な執行を図るため、市長が必要があると認めるときは、補助金の交付決定後に交付決定額の範囲で概算払により交付することができる。

2 交付決定団体は、補助金の概算交付を受けようとするときは、浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金概算交付申請書兼請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第16条 市長は、前条の規定により概算交付した当該事業について、第13条の規定による補助金等の額を確定したときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は期限を定めて剰余金額の返納を命ずるものとする。

（帳簿の保管）

第17条 交付決定団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の属する翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

交付の対象となる経費区分		
運 営 費	移動支援活動の利用調整に係る人件費	移動支援活動の利用に係るケアプランナーとの調整、利用者情報の管理等を行う人員に係る人件費
	報償費	移動支援活動に従事するボランティアへの奨励金
	研修費	安全運転講習等の受講料
	賃借料	事業の運営に必要な賃借料（レンタカー等を活用した場合）
	物品購入費	事業の運営に必要な物品購入費
	通信運搬費	事業の運営に必要な通信運搬費
	印刷製本費	事業の運営に必要な印刷製本費

	保険料	事業の実施に係る保険料
	車両燃料費	事業の実施に係る車両燃料費
立 ち 上 げ 費	物品購入費、印刷製本費	事業の開始に必要な物品購入費及び印刷製本費 ※移動支援活動を初めて開始する際に必要な経費とし、1実施団体に対し1回限りとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

所 在 地 浦添市

団 体 名

代表者氏名

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金交付申請書

浦添市介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額		円
団 体 概 要	会 員 数	人
	活 動 内 容	
	連 絡 先	担当者氏名 : 電話番号 : FAX番号 : メールアドレス :
添 付 書 類		(1) 事業計画書（別紙 1） (2) 収支予算（決算）書（別紙 2） (3) 従事者名簿及び利用予定者名簿 (4) その他市長が必要と認める書類

備考 団体概要は、別紙により代えることができる。

別紙 1 (様式第 1 号添付書類)

事業計画書

事業目的	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで
運行頻度	※ [] 内に○印を付けること [] 週 1 回 [] 週 2 回 [] 週 3 回以上
使用する車両	
協力団体	
主な行先	
輸送人数	1 運行につき 人 (最大)
移動距離	※車両が駐車場所に戻るまでの総距離 (往復又は循環) を記入すること 1 運行につき 約 km
所要時間	1 運行につき 約 時間 分
実施体制	1 運行につき 〈運転手〉 人 〈添乗員〉 人 〈受付等事務〉 人
保険の加入	※ [] 内の項目のいずれかに○をつけること (1) 自動車保険 [加入済・既存加入保険の活用・今後加入予定] (2) ボランティア保険 [加入済・既存加入保険の活用・今後加入予定]

別紙2（様式第1号添付書類）

収支予算（決算）書

1. 運営費

（1）収入の部

（単位：円）

費 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	摘 要
1 市補助金				
2 その他				
合計（ア）				

（2）支出の部

（単位：円）

費 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	摘 要
1 利用調整人件費				
2 報償費				
3 研修費				
4 賃借料				
5 物品購入費				
6 通信運搬費				
7 印刷製本費				
8 保険料				
9 車両燃料費				
合計（イ）				

（3）収支

（単位：円）

費 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	摘 要
収支（アーイ）				

2. 立ち上げ費

(1) 収入の部

(単位：円)

費 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	摘 要
1 市補助金				
2 その他				
合計 (ウ)				

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	摘 要
1 物品購入費				
2 印刷製本費				
合計 (エ)				

(3) 収支

(単位：円)

費 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	摘 要
収支 (ウーエ)				

備考

- 1 予算書として使用するときは、決算額 (B) 及び差額 (A-B) は記入不要
- 2 決算書として使用するときは、予算額 (A) を予算書から転記すること

浦添市指令第 号
年 月 日

殿

浦添市長 印

年 月 日に申請のあった浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金について、浦添市訪問型サービス・活動D（移動支援）事業補助金交付規程第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

1. 補助金決定額 _____ 円

(1) 運営費 _____ 円

(2) 立ち上げ費 _____ 円

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

所在地 浦添市

団体名

代表者氏名

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助事業変更等承認申請書

年 月 日付浦添市指令第 号により補助金の交付決定を受けた浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金について、下記のとおり変更（休止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更後の補助金交付申請額 円
変更前の補助金交付決定額 円

2 変更（休止・廃止）する理由

3 添付書類

様式第4号（第9条関係）

浦添市指令第 号

年 月 日

（実施団体）

殿

浦添市長

印

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金変更等決定通知書

年 月 日付で申請のあった浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助事業変更等申請について、浦添市訪問型サービス・活動D事業補助金交付規程第9条第2項の規定により、下記のとおり変更を承認し、交付を決定したので通知します。

1. 補助金変更後交付決定額 _____ 円 .

2. 上記補助金の内訳

（1）運営費 _____ 円

（2）立ち上げ費 _____ 円

様式第5号 (第10条関係)

浦添市達第 号
年 月 日 .

(実施団体)

殿

浦添市長 印

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金取消決定及び返還命令書

年 月 日付浦添市指令第 号で補助金の交付決定をした
浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金について、調査した結果、補助
金の交付決定の（全部・一部）を取り消したので、下記のとおり補助金の（全部・一
部）の返還を命ずる。

記

- 1 取消後交付決定額 _____ 円
- 2 取消前交付決定額 _____ 円
- 3 返還額 _____ 円
- 4 返還期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 取消理由 _____

様式第 6 号（第12条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

住 所 浦添市

団 体 名

代表者氏名

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金実績報告書

年 月 日付浦添市指令第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 精算額 円

2 添付書類

- (1) 収支予算（決算）書（様式第 1 号 別紙 2）
- (2) 従事者名簿及び利用者名簿
- (3) 経費の支出を確認できる領収書等
- (4) 補助対象事業に係る現場写真、広報物等
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第13条関係）

浦添市達第 号
年 月 日

（実施団体）

殿

浦添市長 印

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金確定通知書

年 月 日付浦添市指令第 号で交付決定した浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金について、実績報告に係る書類等の審査の結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助金確定額 _____ 円

2. 上記補助金の内訳

（1）運営費 _____ 円

（2）立ち上げ費 _____ 円

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

住 所 浦添市

団 体 名

代表者氏名 印

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金請求書

年 月 日付浦添市達第 号で確定通知があった浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金について、下記金額を請求します。

記

1. 補助金請求額 円

内訳

(1) 運営費	交付確定額	<u>円</u>
	交付済金額	<u>円</u>
	残 額	<u>円</u>

(2) 立ち上げ費	交付確定額	<u>円</u>
	交付済金額	<u>円</u>
	残 額	<u>円</u>

3. 補助金の受領方法 口座振込払（下記のとおり）

金 融 機 関 名		
支 店 名		
種 類		普 通 ・ 当 座
口 座 番 号		
口座名義	ふりがな	
	氏 名	

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

住 所 浦添市
 団 体 名
 代表者氏名 印

浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金概算交付申請書兼請求書

年 月 日付浦添市指令第 号で交付決定があった浦添市訪問型サービス・活動D事業（移動支援）補助金について、下記金額の概算交付を申請します。

記

1. 概算交付申請額 円

内訳

(1) 運営費 円

(2) 立ち上げ費 円

2. 概算交付内訳

区 分	総 額
交付決定額 A（交付決定通知書記載の額）	円
受領済額 B（分割で概算交付を受けた額）	円
今回申請額 C	円
差引残額 $D = A - B - C$	円

3. 補助金の受領方法 口座振込払（下記のとおり）

金 融 機 関 名	
支 店 名	
種 類	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
口座名義	ふりがな
	氏 名